

# 装置型式指定規則の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

## 1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第174回会合において、「かじ取装置に係る協定規則（第79号）」、「圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則（第110号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成28年国土交通省令第17号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等について、所要の改正を行うこととする。

※協定規則（原文）については次のとおり。

[http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap\\_jun174.html](http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_jun174.html)

## 2. 改正の概要

### （1）装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

装置型式指定規則第5条において、「協定規則第79号第二改訂版」に基づき認定され指定を受けたものとみなす特定装置について、協定規則第79号が改訂されることを踏まえ、同号の「協定規則第79号第2改訂版」を「協定規則第79号第3改訂版」と改めることとする。また、「協定規則第110号第二改訂版」に基づき認定され指定を受けたものとみなす特定装置について、協定規則第110号が改訂されることを踏まえ、同号の「協定規則第110号第2改訂版」を「協定規則第110号第3改訂版」と改めることとする。

### （2）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ・自動操舵機能のうち、ドライバーのウインカー操作を起点とする車線変更機能を有する自動車は、協定規則に規定された要件に適合しなければならないこととする。
- ・CNG自動車に備えるガス容器について、改正された協定規則に規定された要件に適合しなければならないこととする。

### （3）道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

協定規則の改正等による試験方法の追加・変更に伴い、特定装置としてのかじ取装置の保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定める。

### （4）道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正

（2）の改正について、協定規則第79号について新型車は平成33年4月から適用対象とし、協定規則110号について新型車は平成33年9月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

### （5）その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係告示について所要の改正を行う

## 3. スケジュール（予定）

公 布：平成30年10月16日

施 行：公布の日